

# 佐川町加茂地区の皆様から頂戴した 主なご意見に対するお答え

平成31年2月

高知県

## ご意見の内容

### ①県の説明や対応などについて

## お答え

○県としましては、より多くの地元の皆様にご理解をいただきたいと考えています。

○今後におきましても、加茂地区の皆様と話し合いの場を設けさせていただきまして、ご不安に思われている点などを詳しくお聞かせいただき、そのようなご不安を取り除けますよう、具体的な対策案などをお示しさせていただきながら、話し合いをさせていただきたいと考えております。

○また、これまでの説明会などでいただいたご意見やご質問につきましては、その都度、お答えさせていただいたつもりですが、説明が足りないという点などがございましたら、是非、お聞かせください。

②候補地選定の経緯について

お答え

○別紙の「『新たな管理型最終処分場』に関するご説明資料」により、説明させていただきます。

○今回の候補地の選定にあたっては、高知市も含めた高知県全土の中から、災害発生危険性の危険性や法規制、周辺環境への影響などといった観点(33の評価項目)によって、様々な検証を行い、3カ所の最終候補地を絞り込んでいます。

その上で、現地調査による科学的な評価や南海トラフ地震発生時のアクセス性などの視点により、県として佐川町加茂に絞り込みをさせていただいたところです。

これだけ多くの条件をクリアしたということは、それだけ安全性なども高い箇所であると考えています。

○候補地選定についての評価の中では、保育所、学校、病院、人家からの距離などによる評価を行っていますが、地区の戸数などといった要素は入っておりません。

また、評価項目の決定及びその評価については、候補地選定委員会において行っていただいております。意図的な要素は一切ないということにつきまして、ご理解をお願いします。

③施設の安全性や持ち込まれる廃棄物について

お答え

○別紙の「『新たな管理型最終処分場』に関するご説明資料」により、説明させていただきます。

○施設整備にあたっては、建設中及び施設運用開始後の環境保全に関することについて、町や地域住民の皆様と協議した上で、協定を締結し、皆様のご心配されている事への対応方法なども明記していきます。

○また、万々がーの地震、台風、火災等の災害時に備え、対応方法などについて詳細に定めた「安全管理マニュアル」を作成し、災害が発生した際には迅速な施設の点検等を行い、施設の安全を確保します。

○新たに整備をさせていただく施設が原因で、万々がー、何らかの被害が発生した場合には、県が責任を持ってしっかりと対応させていただきますし、仮に補償が必要な被害が発生した場合は、県が責任を持って補償を行います。

このことについても、遅くとも工事に着手する前までには、前述の協定の中で、しっかりと明記していきます。

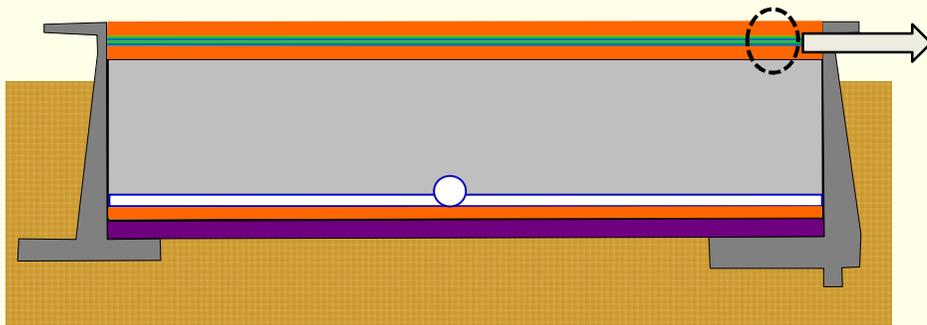
## ご意見の内容

### ④廃棄物埋立終了後の管理について

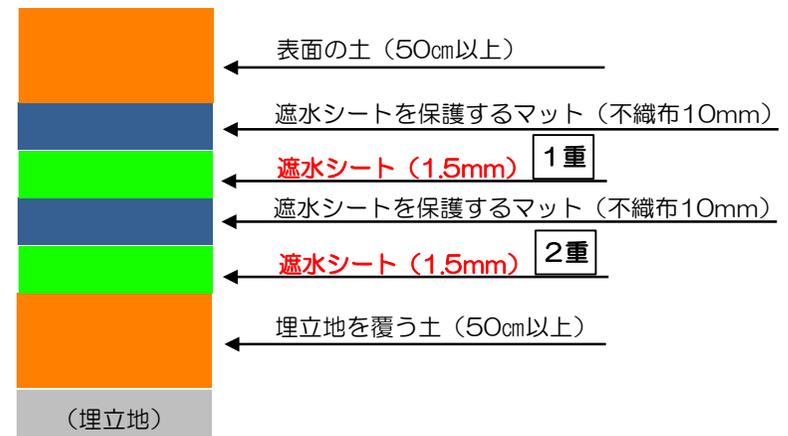
## お答え

- 埋め立てが終わった後も、地元と協議しながら、埋立期間中と同様に地下水や井戸水の検査を行うなど、しっかりと管理し続けます。
- 埋立終了後、最終的には、屋根を取り除きますが、埋立地の中に雨水が入らないように上部を遮水シートなどで覆います。
- 仮に埋立地内に雨水が入ったとしても、そもそも出てくる水は河川へ放流してよい基準を満たしているものですので、周辺環境に影響を及ぼすことはありません。

### 埋立終了後のイメージ



#### ■埋立地上部の拡大（一例）



⑤井戸水や河川の水質への影響について

お答え

- 別紙の「『新たな管理型最終処分場』に関するご説明資料」のとおり、
- ・廃棄物の「ほこり」をとるために散水するので施設内に水（浸出水）は発生しますが、その水の量は「わずか」で「きれい」です。
  - ・その水も循環させて再利用するため、施設外へは一切出しません。
  - ・その上で、国が定める基準以上の遮水構造も取っています。
- こうしたことから、井戸水や河川へ影響を及ぼすことはありません。
- 施設周辺のご家庭などで利用されている井戸や河川について、工事着手前に水質検査を行い、工事中や施設運用開始後にも定期的に水質検査を行って、水質に変化がないか確認します。
- 特に施設開業直後には、定期的な検査の頻度を上げることにより、安心安全を担保していきたいと考えています。
- また、井戸水をご利用されている家庭で、上水道への切り替えをご希望される場合は、町とも協議を行い、上水道を引き込む工事を実施する等の対応も検討していきます。

## ご意見の内容

### ⑥地域振興策について

## お答え

- 最終処分場は、県経済の活性化や産業振興のために必要な施設であり、その施設を整備させていただく地域においても、地域振興に繋がるようなことを考えていく必要があると認識しております。
- 具体的な事業の内容については、まずは町の方で取りまとめていただくことになるのではないかと考えています。
- これまでに様々な形でいただきましたご意見やご要望は町にお伝えします。
- 町には、地域の皆様のご意見も反映した形で、取りまとめていただきたいと考えています。

## ご意見の内容

### ⑦長竹川の河川改修について

## お答え

○これまでも長竹川の増水に関するご不安の声を多くいただいております。県としても、過去の台風などにおいて、加茂地区の皆様が水害に悩まされてきたということをご承知しております。

このため、地域の皆様の不安を少しでも和らげることができるよう、皆様のご意見も伺いながら、河川改修の方法などについて、具体的に検討していきたいと考えています。

なお、現在、日下川で進められている河川改修を踏まえて検討していく必要があると考えています。

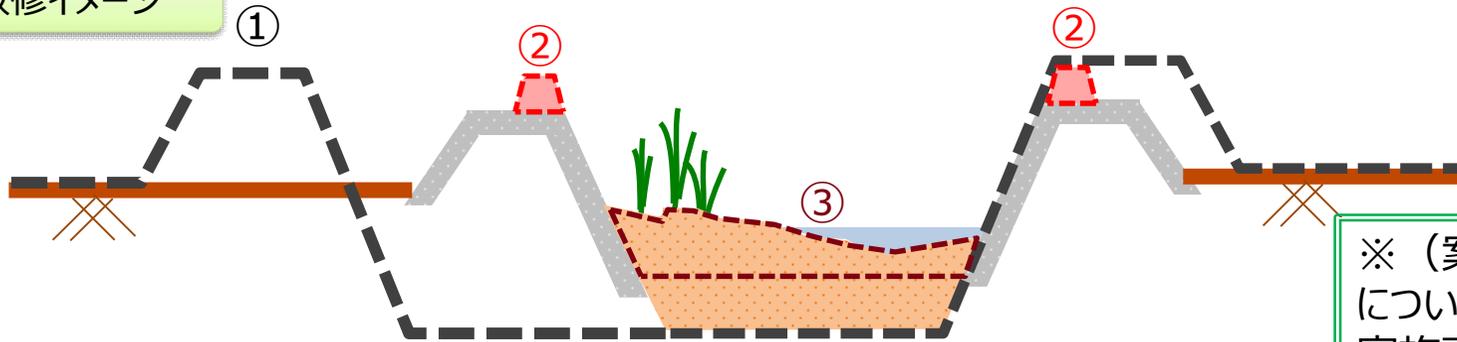
○まずは、地域の皆様から、ご心配な箇所やご要望などを詳しくお聞かせいただいた上で、担当部局と現地を確認し、現地の状況に応じて対応を検討します。

○具体的な対策としては、次ページの「考えられる河川の改修方法(案)」のようなものが考えられます。

# ○ 考えられる河川の改修方法（案）

- (案1) 河川の断面の拡幅 ⇒ 抜本的な対策として、川の幅を広げて、水が流れる面積を広げます  
※ 川沿いの田畑等の多くの土地の提供をお願いさせていただくこととなります
- (案2) 堤防のかさ上げ ⇒ 堤防を継ぎ足して、高さを上げ、川の水があふれないようにします
- (案3) 川底に溜まった土砂の撤去 ⇒ 水の流れを邪魔している川底などに溜まった土砂を取り除きます
- (案4) 用水取水のための固定堰（頭首工）の統合や廃止を行い、可動堰に改築  
⇒ 洪水の際には、水の流れを妨げる要因となるコンクリートや石で造られた堰（固定堰）を河川の水位が上昇した時に、自動的に倒れる堰（可動堰）に造り替えることで、水が流れやすくなります  
※ 堰を動かす装置などの維持管理を水利組合等の管理者の方にさせていただく必要があります

## 改修イメージ



④ 長竹川の固定堰



可動堰 事例



※ (案2) 及び (案3) については、比較的容易に実施可能な対策となります

※ (案1) については、『土地の提供のお願いが必要となること』及び『改修工事が長期間となること』

(案4) については、『堰の維持管理を誰がするのか』という課題が生じる可能性があります

⑧国道33号の交通安全対策(歩道整備)について

お答え

○これまでの説明会などでいただいた、国道33号の歩道整備などに関するご要望については、県から国に対して要望をしていきたいと考えています。

○今後、要望をしていくためには、皆様のご心配に思われている箇所を把握していく必要がありますので、現地を確認しながら、具体的なお話をお聞かせいただきたいと考えています。

○また、建設工事中における、工事関係車両の通行の際には、通勤・通学の時間帯を避けることや安全を要する区間における徐行運転の徹底等により、地域の皆様にご迷惑をお掛けしないような対策を行います。

○なお、施設運用開始後の搬入車両については、現在のエコサイクルセンターでは、10t車両を中心に、1日平均で8台程度であり、事前予約制により搬入車両が集中することはないため、現在の国道33号の通行量に影響を与えることはないものと考えています。

(国道33号の12時間(7:00~19:00)の通行量:10,495台)



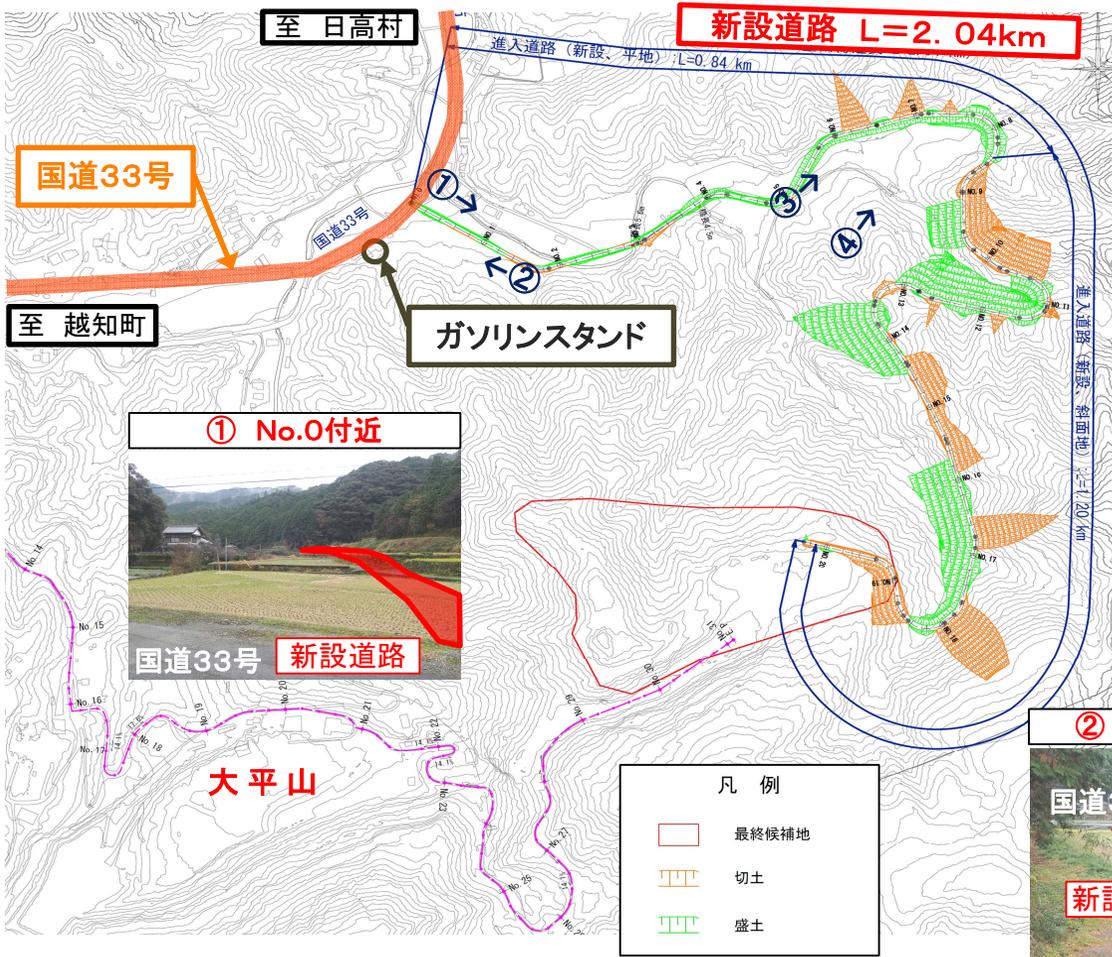
⑨国道33号からの進入道路について

お答え

- 施設への進入道路は、国道33号のガソリンスタンド東側から施設へ向けて新設することとしていますが、その国道から施設に至るまでの具体的な位置や構造といった道路計画は地形などの測量を行った後、設計を行う段階で決定していくこととなります。
- 今後、進入道路周辺の土地の所有者や地元の皆様がご心配に感じている点などを具体的にお聞かせいただき、ご意見を踏まえた道路計画の素案を作成します。
- 素案ができた段階で、改めてお示しさせていただき、ご意見をお伺いさせていただきたいと考えています。
- 周辺環境へ影響を与えない点も含めた、安心いただける対策を検討し、最終的な道路計画を策定していきたいと考えています。
- なお、進入道路の整備期間中においても、地域の生活道路のご使用に支障をきたさないようにすることはもちろんのこと、安全対策もしっかりと行います。

# ○ 国道33号からの進入道路

- いただいたご意見を踏まえた道路計画の素案が出来た段階で、改めて地権者や関係者の皆様へお示しさせていただき、ご意見を頂戴したいと考えており、**地権者や関係者の皆様のご心配に感じている点を解消できる対策を考え、道路計画を策定**していきます
- なお、進入道路整備期間中に現在使用されている地域の生活道路が通行止めとなり、農作業等ができなくなるという**ことがないように、仮設の道路を設けるなどといった皆様の生活に支障の生じない対策を実施**します



国土地理院の空中写真を使用



② No.0~1付近

③ No.5~6付近

④ No.8付近